

# 国立大学法人福岡教育大学 大学教員公募要領

- 1 職 名 准教授又は講師
- 2 応募資格 次のいずれの条件にも該当する者（国籍は問わない。）
- (1) 英語科教育を主たる研究領域とし、その業績を有する者
  - (2) 修士の学位を有する又はこれに準ずる者（博士の学位を有する者又は取得見込みの者がより望ましい）
  - (3) 次の学部科目を担当できる者  
英語科教育に関する科目
  - (4) 本学教育学部の授業科目の担当が見込める者
  - (5) 学校現場で1年以上の指導経験（常勤の教員経験）のある者（左記に該当しない場合は、採用後、これに準ずる指導経験を本学の研修にて受講していただきます。）  
【本学は学校現場に通じた大学教員の採用に取り組んでいます。学校現場で1年以上の指導経験がない場合は、採用後の3年間において、本学が定めた90日間相当の研修を附属学校で受けていただきます。また、学校現場での指導経験の有無に関わらず、全ての大学教員に対して、2年間に1日以上、学校現場における研修受講を義務づけています。】
- 3 所属及び採用人員等
- (1) 所属：教職大学院（教職実践研究ユニット）
  - (2) 採用人数：1名
  - (3) 担当予定科目：「教科等における授業実践と評価の研究Ⅲ（英語）」、「教育実践の理論と授業づくり」、「授業実践と評価の研究Ⅰa（英語科）」、「授業実践と評価の研究Ⅰb（英語科）」、「教科教育における授業実践の研究」、「教科教育の理論と実践Ⅰ（英語科）」、「現代社会における教育の課題」、「未来をつくる教師の力量」等 \*複数教員で担当する科目を含む
  - (4) 業務：採用後は、上記予定科目の担当の他に、学生指導、修学支援、入学者選抜、学校における実習科目訪問指導、教員採用試験対策、ボランティア支援、社会貢献活動、国際交流、海外研修、学内運営等の業務にも携わっていただきます。
- 4 採用予定日 令和7年4月1日
- 5 応募書類
- (1) ①個人調書、②研究業績・教育業績書、③学界及び社会における活動等、④学内運営活動実績書、⑤抱負書、⑥応募者等連絡票  
※いずれも本学所定の様式によります。様式は、本学ホームページからダウンロードしてください。 <https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/staff/index.html>
  - (2) 著書、論文、学会発表等の全ての研究業績の現物・別刷又はそれらのコピーを提出してください（データによる提出は不可）。
  - (3) 最終学歴証明書
  - (4) 担当予定科目「授業実践と評価の研究Ⅰa（英語科）」に関する授業構想（シラバス）（様式任意）
- ※ 【応募書類に関する注意事項】
- ・応募書類は返却いたしません。
  - ・（1）①～⑥の応募書類は、それぞれA4サイズ（両面印刷）で作成・提出してください。
  - ・応募書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意願います。
- 6 締切日 令和6年11月25日（月）
- 7 応募書類送付先 〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町1-1  
国立大学法人福岡教育大学 人事企画課任用担当  
※封筒の表に「教職実践研究ユニット 教員公募」と朱書の上郵送してください。上記の宛先以外への送付や持参・メール・FAXその他の方法による提出は受付できませんのでご注意願います。
- 8 問い合わせ先
- (1) 【事務手続きに関する問い合わせ先】  
国立大学法人福岡教育大学 人事企画課  
Tel:0940-35-1545 E-mail:jinji-ninyo(at)fukuoka-edu.ac.jp
  - (2) 【授業科目等に関する問い合わせ先】  
教職実践研究ユニット 坂井 清隆  
E-mail:sakai-k(at)fukuoka-edu.ac.jp
- ※ (at) は@に置き換えてください。

## 9 その他

- (1) 書類選考後、原則として面接（オンライン含む）を行います。対象者には電話もしくはメールにてご連絡いたします。対面で面接を実施する際、交通費等は自己負担となります。
- (2) 給与（年俸制適用）及びその他雇用条件は本学規程によります。
- (3) 定年年齢は満65歳です。
- (4) 本学では、男女共同参画社会基本法に則り、教員の募集を行います。
- (5) 合理的配慮に関する事項は、8（1）問い合わせ先までお尋ねください。
- (6) 敷地内は禁煙です。
- (7) 過去に学生に対するセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分もしくは分限処分を受けた場合には、個人調書の「賞罰・処分歴等欄」処分の内容及びその具体的な事由を記入してください。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。